

日米核密約 “日本は了解” うきぎぼり

外務省の「密約」調査を巡って行われた2日の衆院外務委員会での参考人質疑。核密約の存在を否定する「有識者委員会報告書」の虚構性に加え、日米間で交わされた無数の「密約」は、米国が日本を一方的に束縛するという従属的な性格が浮かび上がりました。

米の意図理解していたか

初日から解釈明示

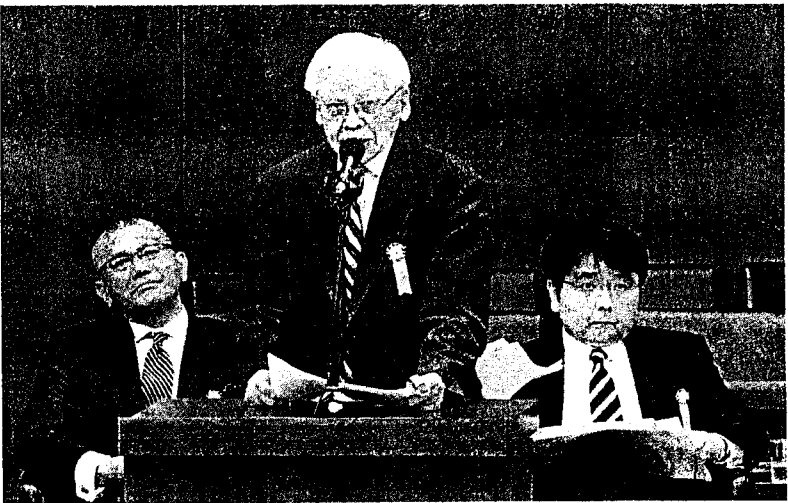
核密約文書である「討論記録」の署名(1960年1月6日)にあり、日本側が米側の意図を理解していたのか。この点が、参考人質疑で大きな焦点となりました。

「討論記録」は、核兵器の配備は日米間の「事前協議」の対象とした上で、核兵器を搭載した米艦船・航空機の日本への立ち入り(エントリ)は「現行通り」、つまり核配備の最終合意にあたって

と「報告書」は「討論記録」の存在を認めながら、核艦船・航空機の寄港・通過を「事前協議」の対象外にするという解釈について、「米国は日本側に明らかにした形跡はない」と結論づ



参考人に質問する筈井亮議員=2日、衆院外務委



意見をのべる国際問題研究者の新原昭治氏=2日、衆院外務委

日本側が詳細な検討を行っていたことを記していたとの事実を指摘。さらに坂元氏自

身、自著『日米同盟の絆』で58年当時の米解禁文書を引用して、「日本側は、艦船の寄港は事前協議の対象外にした」というアメリカ側の意図を十分理解していたと思われる」と書いていたことを示しました。

坂元氏は、66年当時の米側文書に、「艦船と航空機に積載された核兵器の問題は...」のような具体的了解にも達しなかった」と記されている部

分をあげて反論しましたが、ませんでした。また、坂元氏は、核持ち込文書について正面から言及しみに関する明確な合意がなかつた。

核搭載艦の寄港あったか

原潜の核配備は継続

91年にブッシュ米政権が戦術核撤去を表明して以降も、日本に核搭載艦船が寄港していたのか。これも焦点となりました。

「密約」とは

占領期の特権今も

日米安保条約にかかわる膨大な密約。いったい、この「密約」とは何なのか、有識者委が対象とした4分野以外にも密約はあるのか。「密約」問題は、「占領期」についても各議員の大きな関心となりました。

決して米側の行動を規制するものではない」と述べ、対米従属的な性格を帯びていると指摘。新原氏も、今も続く「密約」問題は、「占領期」につ

ち込み②朝鮮半島への自由出撃③沖縄への核再配備④沖縄返還に伴う原状回復費の肩代わり)の密約以外に存在が明らかなものとして、①米軍の事件・事故にかかわる刑事裁判権の放棄に関する密約③日本有事の際に自衛隊が米軍の指揮下に入るなどの密約などを指摘。明確な文書が存在しない、1960年の「もう一つの核密約」として、日本国内への核貯蔵に関する密約を挙げ、これらに関する調査を求めました。

て、「日本側の文書が欠落していた」ことを挙げ、将来、欠落文書が発見されれば、結論が変わるとの姿勢を示しました。これについて筈井氏は、「報告書」は研究者の個人論文ではない。日本国民の命運がかかった問題だ」と批判しました。

00年当時、10隻の攻撃型原潜が核任務の認証を受け、日本に寄港していたことや、原潜搭載型の核トマホークについて、廃棄の期限である13年以後も「段階的な廃棄」と称して配備を継続する可能性を挙げました。

これに関して、92年以後は日本への核艦船寄港はないという認識を持っていた他の参考人も、「潜水艦への配備は知らなかった」と発言しました。